出願書類について事務連絡

「８．経費支弁書（Statement of Financial Support）」と「９．銀行預金残高証明書（Bank Statement）」は、法務大臣へ在留資格認定証明書申請をする際に提出が必要です。

８．経費支弁書（Statement of Financial Support）

経費支弁書は日本語での作成をお願いいたします。日本語版での作成ができない場合は、日本語訳を添付してください。

９．銀行預金残高証明書（Bank Statement）

出入国在留管理局から具体的な金額は示されていませんが、1年間の留学の場合は、日本円に換算して100万円～120万円程度の残高があることが求められているようです。

※銀行預金残高証明書は金融機関での発行が可能です。（「必ず英文の証明書を発行してもらうように」お願いいたします）